

# 広報せつつ「市民のひろば」掲載基準

(平成23年 9月 1日)  
(撰市秘第36号)

この基準は、市民の教育、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を支援すること等を目的として広報せつつ15日号に設けている「市民のひろば」への記事の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

## 第1 会員募集

### 1 掲載の要件

「会員募集」に記事を掲載することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する市民グループ、市民サークル等（以下「団体」という。）とする。

- (1) 3人以上で構成される団体であって、その構成員の過半数が市内に在住し、又は在勤する者であること。
- (2) 継続的に教育、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動をしている団体であること。
- (3) 団体の活動場所が市内の公共施設であること。ただし、団体の活動内容が登山、ハイキングなど野外で行われるものであるときは、この限りでない。

### 2 掲載できないもの

上記1の要件を満たす団体であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、記事を掲載することができない。

- (1) 営利を目的としたもの。なお、次のような場合は、営利目的とみなす。
  - ア 会費が同種の団体と比べて高額と判断される場合
  - イ 講師又は指導者自身が会費を徴収する場合
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的としたもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 虚偽の掲載申込みをしたことが判明したもの
- (5) 団体の活動内容が不明確なもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長公室秘書課長が判断したもの

### 3 掲載の申込み

- (1) 「会員募集」に記事の掲載を希望する団体は、所定の「市民のひろば会員募集掲載申込書」に必要事項を記入し、これを市役所秘書課広報担当に提出しなければならない（郵送・FAX可）。

- (2) 申込期限は、掲載希望号の発行日の1か月前とする。ただし、申込みが多数のときは、受付順となるため、期限までに申込みをしても、掲載希望号に掲載できない場合がある。
- (3) 掲載を決定するに当たり、会則、会計報告、会員名簿など団体の活動内容がわかる書類の提出を求める場合がある。

#### 4 掲載間隔

前回の掲載から6か月を経過しなければ、「会員募集」に記事を掲載することができない。

#### 5 注意事項

- (1) 団体を立ち上げるための「会員募集」は、掲載することができない。
- (2) 紙面スペースの都合上及び文章表現を統一するため、申込みのあった文章に修正を加える場合がある。
- (3) 記事を掲載するときは、事前に市から掲載内容確認の連絡を行う。この場合において、連絡が取れないときは、当該記事は掲載しない。

## 第2 催し情報

### 1 掲載の要件

「催し情報」に掲載することができる催しは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「会員募集」の掲載要件を満たす団体又はこれに準ずると市長公室秘書課長が認めるものの主催であること。
- (2) 開催場所が市内の公共施設であること。ただし、施設の規模又は設備その他の事情によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 不特定多数の市民が参加できるものであること。

### 2 掲載できないもの

上記1の要件を満たす催しであっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、記事を掲載することができない。

- (1) 営利を目的としたもの。なお、次のような場合は、営利目的とみなす。
  - ア 参加費、受講料等が同種の催しと比べて高額と判断される場合
  - イ 講師又は指導者自身が参加費、受講料等を徴収する場合
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的としたもの
- (3) 個人的な宣伝又は活動を目的としたもの
- (4) 公序良俗に反するもの

- (5) 虚偽の掲載申込みをしたことが判明したもの
- (6) 催しの内容等が不明確なもの
- (7) その他掲載することが適当でないと市長公室秘書課長が判断したもの

### 3 掲載の申込み

- (1) 「催し情報」に記事の掲載を希望する団体は、所定の「市民のひろば催し情報掲載申込書」に必要事項を記入し、これを市役所秘書課広報担当に提出しなければならない（郵送・FAX可）。
- (2) 催しのチラシがある場合は、申込書にこれを添付することができる。添付した場合においては、チラシに記載されている事項について、申込書への記入を省略することができる。
- (3) 申込期限は、掲載希望号の発行日の1か月前とする。ただし、申込みが多数のときは、受付順となるため、期限までに申込みをしても、記事を掲載できない場合がある。
- (4) 掲載を決定するに当たり、会則、会計報告、会員名簿など主催団体の活動内容がわかる書類の提出を求める場合がある。

### 4 注意事項

- (1) 催しの開催日又は申込受付日が掲載希望号の発行日後10日以内のときは、掲載を断る場合がある。
- (2) 複数号にわたって、同一の内容を掲載することはできない。
- (3) 紙面スペースの都合上及び文章表現を統一するため、申込みのあった文章に修正を加える場合がある。
- (4) 記事を掲載するときは、事前に市から掲載内容確認の連絡を行う。この場合において、連絡が取れないときは、当該記事は掲載しない。

## 第3 リサイクル情報

### 1 掲載の要件

「リサイクル情報」に記事を掲載することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者とする。

### 2 掲載できない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、記事を掲載することができない。

- (1) 営利目的と認められる場合。なお、金額の設定が高額であるときは、営利目的とみなす。
- (2) その他掲載することが適当でないと市長公室秘書課長が判断した場合

### 3 掲載の申込み

- (1) 「リサイクル情報」に記事の掲載を希望する者は、所定の「市民のひろばリサイクル情報・ペット情報掲載申込書」に必要事項を記入し、これを市役所秘書課広報担当に提出しなければならない（郵送・FAX可）。
- (2) 申込期限は、掲載希望号の発行日の1か月前とする。ただし、期限までに申込みをしても、紙面スペースの都合により掲載できない場合がある。

### 4 注意事項

- (1) 複数号にわたって、同一の内容を掲載することはできない。
- (2) 紙面スペースの都合上及び文章表現を統一するため、申込みのあった文章に修正を加える場合がある。
- (3) 記事を掲載するときは、事前に市から掲載内容確認の連絡を行う。この場合において、連絡が取れないときは、当該記事は掲載しない。

## 第4 ペット情報

### 1 掲載の要件

「ペット情報」に記事を掲載することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者とし、ペットを譲りたい場合は、無料でなければならない。

### 2 掲載できない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、記事を掲載することができない。

- (1) 営利目的と認められる場合
- (2) 動物愛護の精神に反すると認められる場合
- (3) その他掲載することが適当でないと市長公室秘書課長が判断した場合

### 3 掲載の申込み

- (1) 「ペット情報」に記事の掲載を希望する者は、所定の「市民のひろばリサイクル情報・ペット情報掲載申込書」に必要事項を記入し、これを市役所秘書課広報担当に提出しなければならない（郵送・FAX可）。
- (2) 申込期限は、掲載希望号の発行日の3週間前とする。ただし、期限までに申込みをしても、紙面スペースの都合により掲載できない場合がある。

### 4 注意事項

- (1) 複数号にわたって、同一の内容を掲載することはできない。
- (2) 紙面スペースの都合上及び文章表現を統一するため、申込みのあった文章に修正を加える場合がある。
- (3) 記事を掲載するときは、事前に市から掲載内容確認の連絡を行う。この場合

において、連絡が取れないときは、当該記事は掲載しない。

## 第5 同窓会開催案内

### 1 掲載の要件

「市民のひろば」に掲載することができる「同窓会開催案内」は、市内の小学校、中学校及び高等学校の同窓会とする。ただし、同窓会の開催場所が市内の公共施設である場合（施設の規模等の事情によりやむを得ない場合を除く。）に限る。

### 2 掲載の申込み

- (1) 「市民のひろば」に同窓会開催案内の掲載を希望する者は、学校名、卒業年度、開催日時・場所、会費、連絡先などを記載した書面を市役所秘書課広報担当に提出しなければならない（郵送・FAX可）。
- (2) 申込期限は、掲載希望号の発行日の1か月前とする。ただし、期限までに申込みをしても、紙面スペースの都合により掲載できない場合がある。

### 3 注意事項

- (1) 同窓会の開催日時・場所、会費等が未確定の場合は、掲載申込みを受け付けない。
- (2) 複数号にわたって、同一の内容を掲載することはできない。
- (3) 紙面スペースの都合上及び文章表現を統一するため、申込みのあった文章に修正を加える場合がある。
- (4) 記事を掲載するときは、事前に市から掲載内容確認の連絡を行う。この場合において、連絡が取れないときは、当該記事は掲載しない。

#### 【申込み・問い合わせ先】

摂津市 市長公室 秘書課 広報担当  
〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号  
TEL：06-6383-5801（直通）  
FAX：06-6318-2258